

2008年10月10日

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するWG

委員 佐藤 政行

第8回決済WG欠席致しますので、第6回決済WGの「主な論点（案）」を基に、ご意見申し上げます。

<収納代行サービス>に関する件

1. 支払者の保護について、どう考えるか。

⇒支払段階で領収書が発行され、債権者（依頼者）にも速やかに通知されます。併せて、レジスターでのバーコードスキャンに加え、別途に払込票をスキャンし、データの取り込みを行うなど、処理の正確性も極めて高く、二重払いや誤った督促も発生していない。

2. 債権者（依頼者）の保護について、どう考えるか。

⇒支払いから、債権者（依頼者）への送金サイクルは短く（6～7日間）、サービス開始（1987年）以来、問題は発生していない。

3. 収納代行を行う金額が大きな場合の社会的影響について、どう考えるか。

⇒コンビニエンスストアでの収納代行については、30万円を上限としており、大きな金額を取り扱わない。

4. 悪質な事業者を排除する仕組みについて、どう考えるか。

契約先の審査を厳格に行う。業種や事業内容の吟味、公序良俗に反していないか等、徹底した審査を行い、問題が起きないようにしています。

※上記に加え、フランチャイズチェーン協会としても、自主ルールの策定等、より安全・安心なサービスが行える様、働き掛けをしています。

以上